

## 第10回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月28日(水)午後2時00分から午後3時02分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(24名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について  
第2号 令和3年度十勝農業委員会連合会通常総会について  
第3号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について  
第5号 農地法第5条の規定による許可について  
第6号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 幕別町土地開発公社理事の推薦について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	石塚 瑤人
農地振興係主事	大西 千春

6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第10回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に19番 渡邊委員、20番 佐久間委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告は、特にございません。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定により、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和3年4月1日付けの人事異動でございます。</p> <p>農業委員会農地振興係長、岩岡夢貴が忠類総合支所保健福祉課福祉係長へ。後任といたしまして、農地振興係長に同系の菅原美栄子が、また、新採用で大西千春が同係に配属となっております。</p> <p>以上、報告の内容と説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から4月1日付けの人事異動について報告がありました。ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、内部異動での昇任及び新たに着任いたしました職員を紹介させていただきます。</p> <p>農地振興係 菅原係長です。</p>

菅原係長 (自己紹介)  
事務局長 次に、農地振興係 大西主事です。  
大西主事 (自己紹介)  
事務局長 今後ともよろしくお願ひいたします。

議長 次に、報告第2号「令和3年度十勝農業委員会連合会通常総会について」を議題といたします。

議長 私の方から報告をさせていただきます。  
報告第2号資料をご覧ください。  
去る4月16日、令和3年度十勝農業委員会連合会通常総会がWeb会議で開催され、私が出席をいたしました。  
議案審議では、報告第1号「令和2年度事業報告について」から議案第6号「十勝農業委員会連合会慶弔規程を廃止する規程について」までの報告3件、議案6件の全てについて承認・決定されました。  
なお、令和3年度の十勝農業委員会連合会に対する負担金についてであります。本町につきましては、耕地面積割、経営体割合わせて、前年度当初予算額と同額の26万1,000円となっております。  
議案第4号の十勝農業委員会連合会の重点要請につきましては、本農業委員会からの要請が織り込まれているところであり、また、11ページから21ページにわたって記載されている要請文をもって、今後、十勝入りする北海道選出の国会議員へ要請活動等を行うものであります。皆様には後ほど、当該資料を詳しくご覧いただきたいと思います。  
以上で報告とさせていただきます。

議長 報告第2号について、何か質問等ございませんか。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局 報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」、XXXXXXXXXXほか、計3法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので、受理いたしました。  
以上で報告を終わります。

議長

報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局

報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。

案件は、議案書2ページの令和2年3月27日に許可をした1件でございます。

今月22日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。

議長

次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から、報告第5号1番について説明をいたします。

事務局

報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。

案件は、議案書3ページの令和3年2月25日第8回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、記載のとおり条件を付し、令和3年3月30日付けで許可をしております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第5号1番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第6号1番から3番の説明をいたします。</p> <p>報告第6号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は、議案書4ページから5ページの今月21日及び22日に、町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。</p> <p>報告第6号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第6号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番、2番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>これらの案件は、利用調整のために解約するものです。 以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第1号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>

議長 次の議案第1号3番、4番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席を願います。

(5番 西田委員退席)

議長 それでは、議案第1号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、利用調整のために解約するものです。  
以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号3番、4番は、原案のとおり可決されました。

(5番 西田委員着席)

議長 次に、議案第1号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

5番の案件は返還のため、6番の案件は利用調整のため解約するものです。  
以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号7番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 西田委員退席)

議長 それでは、議案第1号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、売買のため解約するものです。  
以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号7番は、原案のとおり可決されました。

(5番 西田委員着席)

議長 次に、議案第1号8番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号8番から12番について、議案書をもとに朗読】

8番から10番の案件につきましては返還のため、11番、12番につきましては売買のための解約でございます。

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号8番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号8番から12番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
4番	<p>4番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第2号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号1番から4番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号5番から12番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号5番から12番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから6ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま</p>



す。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号5番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって、議案第2号5番から12番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号13番、14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番、14番は、原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号15番、16番については、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席を願います。

(5番 西田委員退席)

議長 それでは、議案第2号15番、16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番、16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

これらの案件は、今月21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号15番、16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号15番、16番は、原案のとおり可決されました。

(5番 西田委員着席)

議長 次の議案第2号17番、18番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第2号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、利用調整会議については私が地区担当委員として出席しましたので、私の方から説明をいたします。  
この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号17番、18番は、原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第2号19番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号19番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから11ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。19番から22番の案件につきましては、本来、地区担当委員は多田委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席しましたので、私の方から説明をいたします。  
19番から22番の案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものでありま

す。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号19番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号19番から22番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号23番、24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番、24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、今年22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は、大樹町の農事組合法人ではありますが、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号23番、24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号25番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番から28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページから14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。これらの案件は、今年1月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号25番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号25番から28番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号29番につきましては、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 西田委員退席)

議長

それでは、議案第2号29番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第2号29番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は西田委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

この案件は、今年21日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人

は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号29番は、原案のとおり可決されました。

(5番 西田委員着席)

議長 次に、議案第2号30番、31番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号30番、31番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページの下段から16ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、大樹町の農事組合法人ではありますが、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思えます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号30番、31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号30番、31番は、原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。  【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】  この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18番	18番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定であります。周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は、原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】  この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定であります。周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろし

くお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号2番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号3番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第3号3番から5番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号3番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番から5番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】



この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号6番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書7ページから8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 本件につきましては、農地部会を開催し、協議していただいております。橋本農地部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長 農地部会長であります、私の方からご報告申し上げます。  
今月22日に、新規法人による農地の賃借のため、農地部会を開催し、事業計画及び内容等の確認をいたしました。  
本部会では、申請者は意欲的であり、農地所有適格法人の要件及び農地法第3条の許可要件を満たしていることから、特に問題ないものとして協議を終え

ておりますので、ご報告申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

本件につきましては、農地部会を開催し、協議していただいております。橋本農地部会長より報告をお願いいたします。

農地部会長

農地部会長であります、私の方からご報告申し上げます。

今月22日に、新規法人による農地の賃借のための農地部会を開催し、事業計画及び内容等の確認をいたしました。

本部会では、申請者は意欲的であり、参入法人の要件及び農地法第3条の許可要件を満たしていることから、特に問題ないものとして協議を終えておりますので、ご報告申し上げます。

また、本案件につきましては、農地所有適格法人以外の法人形態での農業参入となりますので、農地法第3条第4項の規定に基づき、専決処理により意見の提出期限を4月22日と定め、令和3年4月15日付けで、会長から町長に対して通知しております。

なお、町長からの意見はありませんでしたので、併せてご報告申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

それでは、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、今月22日に山下委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号11番は、原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第3号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号12番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号12番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号13番、14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号13番、14番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書13ページから14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。これらの案件につきましては、今月22日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号13番、14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号13番、14番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく、審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用でございます。区分は、農用地及び甲種農地であります。農用地及び甲種農地は原則、不許可であります。本件は

一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので、審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものがあります。今月22日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「幕別町土地開発公社理事の推薦について」を議題といたします。 議案第6号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号「幕別町土地開発公社理事の推薦について」、幕別町土地開発公社から、理事の推薦依頼があったので、次のとおり推薦する。 令和3年5月12日をもって任期満了となります、幕別町土地開発公社理事につきまして、推薦の依頼がございましたので、選任をお願いするものでございます。慣例では、会長が理事となっております。 以上で説明を終わります。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号については、事務局説明のとおり、会長である私を土地開発公社理事として推薦することで、異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。 これをもちまして、第10回農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦勞様でした。</p>